議案第３４号

伊丹市消防団員の任用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市消防団員の任用等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和４年２月２４日提出

伊丹市長　藤　原　　保　幸

理　由

消防団員の処遇の改善を図るため，報酬の改定を行うとともに，所要の改正を行うため。

伊丹市消防団員の任用等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年伊丹市条例第　　号）

伊丹市消防団員の任用等に関する条例（昭和２８年条例第２９７号）の一部を次のように改正する。

第２条の前の見出しを削り，同条に見出しとして「（任用）」を付し，同条中「推せんにより」を「推薦に基づき」に，「これを任命し、一定の事由により罷免することができる」を「、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任用する」に改め，同条に次の各号を加える。

⑴　伊丹市内に居住する者

⑵　年齢１８歳以上の者

⑶　消防団活動を適切に行うことができると認められる者

第３条から第５条までを次のように改める。

（任期）

第３条　団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は４年とする。ただし、再任することを妨げない。

（欠格条項）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

⑴　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

⑵　第８条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

（分限）

第５条　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

⑴　勤務実績が良くないとき。

⑵　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

⑶　前２号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く

とき。

⑷　定数の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。

２　団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。

⑴　第２条第１号に規定する資格を有しないこととなつたとき。

⑵　前条第１号に該当するに至つたとき。

第５条の次に次の１条を加える。

（休団）

第５条の２　団員は、長期出張、出産、育児、介護、病気療養等により、やむを得ず消防団活動に従事することができない場合は、３年を超えない範囲内で、団員の身分を有したまま活動を休止（以下「休団」という。）することができる。ただし、任命権者が特に必要と認める場合は、休団の期間を延長することができる。

２　団員が休団しようとするとき、休団の期間を延長するとき又は休団している団員が職務に復帰しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。

３　休団している団員が職務に復帰するときの当該団員の階級は、休団した日の前日にその者が有していた階級とする。

４　休団している団員には、休団の期間中は勤務しなかつたものとし、報酬を支給しない。

第７条中「予め文書を以て任命権者に願出でその許可」を「あらかじめ任命権者の承認」に改める。

第８条各号列記以外の部分を次のように改める。

任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

第８条に次の１項を加える。

２　停職は１月以内の期間を定めて行う。

第９条を次のように改める。

第９条　分限及び懲戒に関する処分の手続については、別に定める。

第１０条第１項中「服務」を「、職務に従事」に改め，同条第２

項中「水、火災」を「、水火災」に，「予め」を「、あらかじめ」に改め，「従い」の右に「、」を加え，「任務に就かなければ」を「、職務に従事しなければ」に改める。

第１１条中「予め」を「、あらかじめ」に改める。

第１２条本文中「団員であつて」を「団員が」に，「団長にあつて」を「、団長」に，「副団長以下にあつて」を「その他の団員」に，「届出で」を「届け出」に改め，同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第１２条の次に次の３条を加える。

第１２条の２　団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第１２条の３　団員は、消防団又は消防団員の名義をもつてみだりに寄付を募集し、又は営利行為をしてはならない。

第１２条の４　団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行つてはならない。

第１３条中「団員は」の右に「、」を加え，「当り」を「あたり」に改める。

第１４条の前の見出しを削り，同条に見出しとして「（報酬）」を付し，同条第１項中「及び手当」を削り，同項第２号を次のように改める。

⑵　出動報酬

第１４条第１項第３号及び第４号を削り，同条第２項を次のように改める。

２　前項の報酬の額及び支給の方法は、別表第１及び別表第２に定めるとおりとする。

第１４条第３項中「別表第１号表」を「別表第１」に，同項第１号中「若しくは」を「又は」に，同項第３号中「第９条」を「第５条の２又は第８条」に改める。

第１５条に見出しとして「（費用弁償）」を付し，同条中「別表第３号表」を「別表第３」に改める。

第１６条中「身体障害」を「障害」に改める。

別表第１号表及び別表第２号表を次のように改める。

別表第１

団員報酬

階級	報酬の額	支給の時期
団長	年額　１５５，０００円	次年度の４月３０日までに支給する。
副団長	年額　８１，６００円	
分団長	年額　５２，６００円	
副分団長	年額　４８，６００円	
部長	年額　４１，０００円	
班長	年額　３７，０００円	
団員	年額　３６，５００円	

別表第２

出動報酬

出動区分	支給単位	報酬の額	支給の時期
災害出動（水火災その他の災害に伴う出動）	１回	８，０００円（ただし、活動時間２時間未満の出動の場合は４，０００円）	４月１日から９月３０日までの分を１０月３１日までに、１０月１日から翌年３月３１日までの分を同年４月３０日までに支給する。
大規模災害出動（災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第１条第１項に定める災害に伴う出動）	１日	８，０００円	
訓練出動	１回	４，０００円	

その他の出動	1回	3，000円	

別表第3号表中「第3号表」を「別表第3旅費」に，「職名」を「階級」に改める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は，令和4年4月1日から施行する。

（出動報酬に関する経過措置）

2　この条例による改正後の伊丹市消防団員の任用等に関する条例別表第2の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出動に適用し，施行日前の出動で，当該出動が施行日以後にわたる場合は，なお従前の例による。